

地方における労働行政の一元化

- 国出先機関の原則廃止
ハローワーク、ポリテクセンターの地方移管

平成22年11月12日
鳥取県



<http://www.pref.tottori.lg.jp/>

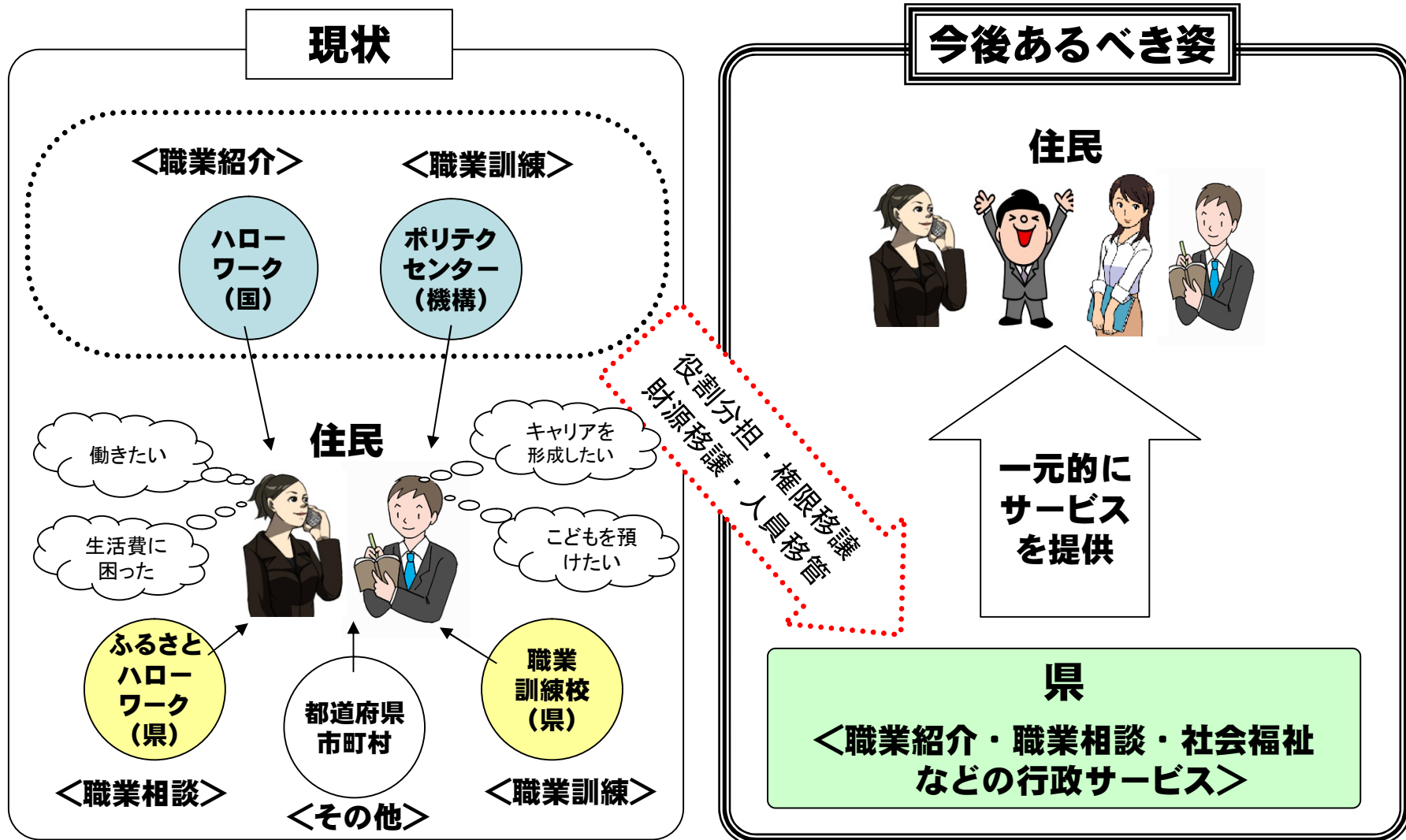


山陰海岸ジオパーク



地方における労働行政の一元化（国出先機関の原則廃止）

地方における労働行政の一元化（ハローワーク・ポリテクセンターの地方移管）



→ : 個別のサービスの提供

地方における労働行政の一元化（国出先機関の原則廃止）

ハローワーク（職業紹介）の都道府県移管に係る課題等について

1 現状

- 国が一元的に行っている職業紹介は、地域における実態・ニーズと必ずしも一致していない
 - 必要性の高いハローワークを国の一方的な方針により廃止（本県内では2カ所も）
 - 地方独自の政策等による企業誘致や産業振興に資する人材のマッチングが不可能
- 下記の理由により、国は、ハローワークを地方へ移管しない方針
 - 国際条約（ILO第88号条約）の遵守
 - 全国ネットによるマッチングの必要性
 - 雇用保険と職業紹介の一体的実施

2 地方移管の課題

- 全国ネットワーク（求職・求人マッチングシステム）の運営方法の検討
- 求人企業や求職者の県域を越えた活動に支障を生じさせない職業紹介の運営
- 雇用保険の給付事務の運用における都道府県間におけるの公平性の確保
- 職員・施設の移管受入範囲の検討
- 移管後の運営財源の確保
- 移管後のワンストップサービス強化のため市町村等との連携

3 改革の方向性

- 都道府県が職業紹介を行えば、職員配置の工夫などにより、地域の実情に応じた窓口サービスが提供可能となる。
- 現在、国と都道府県の意見は平行線であり、各課題について「国と地方が協議する場」を設け、具体的なステップを踏み出すべき。

地方における労働行政の一元化（国出先機関の原則廃止）

ポリテクセンター（職業訓練）の都道府県移管に係る課題等について

1 現状

- 現在の職業訓練は、国（機構）と地方で一定の役割分担をして実施
 - ポリテクセンター（機構）
 - ⇒ 主にものづくり系の短期訓練
※全国一律の訓練のため地域のニーズにきめ細かく対応できない。
 - 高等技術専門校（都道府県）
 - ⇒ 長期訓練 + 主に事務系の短期訓練
- 国は「雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」を今国会（第176回臨時会）へ提出
 - ポリテクセンターの都道府県移管に関して、機構職員の引受割合に応じた移管条件を設定
 - 移管にあたり、ポリテクセンターの機能を維持することができる」と厚生労働大臣が認めるときの条件を設定
- 地方への移管条件が厳しく、受入れに積極的な県でも手を挙げられない状況

2 地方移管の課題

- 移管後の運営経費の高率補助期間が2年度間に限定され、地方にとっては財政上、運営が困難。
- 機構職員の一定割合の職員の引受が条件となっており、職員受入範囲の検討が必要。
- 地域の実情に応じた職業訓練の実施が制限されることが懸念される。

〈移管条件〉

引継職員比率	資産の譲渡価格	運営費の補助率
1/2以上	無償	10/10
1/3以上1/2未満	時価の2割	8/10
1/3未満	時価の5割	5/10

3 改革の方向性

- 地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となって行われるべきであり、地方での一元的な職業訓練が必要。そのためには、移管を希望する都道府県に対しては、移管条件を見直し受け入れやすい内容とすることが必要。
 - ・ 地方にあらたな財政負担が生じることがないように必要な財源を恒久的に措置する制度を整備することが必要。
 - ・ 職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できることが必要。